

～山形いきいき子育て応援企業総合支援事業～ 平成27年度＜奨励金交付制度＞の御案内

山形県では女性も男性も働きやすい環境づくりを推進するため、『山形いきいき子育て応援企業』登録、認定企業に対し、奨励金を交付し、皆様の取組みを応援しております。

奨励金支給の対象になる事案はありませんか？

**山形いきいき子育て応援企業に登録し、奨励金を活用して
企業のワーク・ライフ・バランスを推進していきましょう。**

**詳しくは、県若者支援・男女共同参画課の担当まで
お問い合わせください。**

◆ 女性を管理職に登用した場合の奨励金

【金額】 10万円／1人 【回数】 最大3回まで

- 注1 交付対象となる女性管理職は、法人（事業所）設立後3人目までです。
注2 宣言企業において、同要件による山形県商工業振興資金融資制度の優遇金利の適用を受けている場合は、対象外となります。

◆ 男性が育児休業を取得した場合の奨励金

回数増

【金額】 20万円／1人 【回数】 最大5回まで

- 注1 職場に復帰して6ヶ月以上勤務を継続している、若しくは継続する見込みがある職員が対象です。
注2 連続して7日以上育児休業を取得している（7日以上育児休業の算定には、勤務を要しない日に取得した休業は含まない）場合のみ対象です。

◆ 介護休業を取得した場合の奨励金

【金額】 10万円／1人 【回数】 最大3回まで

- 注1 職場に復帰して6ヶ月以上勤務を継続している、若しくは継続する見込みがある職員が対象です。
注2 連続して7日以上介護休業を取得している（7日以上介護休業の算定には、勤務を要しない日に取得した休業は含まない）場合のみ対象です。

◆ 小学校就学前の子を養育する女性を雇用した場合の奨励金

新規

【金額】 10万円／1人 【回数】 最大3回まで

- 注1 正社員として雇用後6ヶ月以上勤務を継続している職員が対象です。

◆ 奨励金注意事項

- 2回目～5回目の奨励金の交付対象となるのは、山形いきいき子育て応援企業のうち、**実践（ゴールド）企業、優秀（ダイヤモンド）企業に認定された企業のみ**となります。
※実践（ゴールド）企業及び優秀（ダイヤモンド）企業の認定基準、手続き詳細については、下記担当までお問い合わせください。
- 奨励金の対象となるのは、**申請事由（女性を管理職に登用した 等）の発生が、奨励金交付申請の年度の前年度4月1日以降である場合のみ**です。
（平成27年度の対象になるのは、平成26年4月1日以降に発生した事由です。）
- 全ての奨励金の交付回数は、山形いきいき子育て応援企業（旧男女いきいき・子育て応援宣言企業）に初めて登録（認定）した年度からの交付回数を通算して**3回または5回（同一法人他事業所における交付実績を含む）**までとなります。
<変更>
同一法人複数事業所が登録・認定されている場合、各申請事由について法人単位で通算
- 全ての奨励金で、対象となるのは**正社員の方のみ**です。ただし、事業主、事業の経営担当者及び事業主の3親等以内の者を除きます。
- 国、地方公共団体、特定独立行政法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は国若しくは地方公共団体が1/2以上を出資している法人は、奨励金の対象になりません。

★支援措置を活用するには、申請書及び添付書類の提出が必要です★
詳しくは下記担当までお問い合わせください。

山形県子育て推進部若者支援・男女共同参画課
Tel 023 - 630 - 2101 Fax 023 - 632 - 8238
メールアドレス：ywakamono@pref.yamagata.jp